

消食表第120号
平成23年3月18日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく
表示基準の運用について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が特に緊急の課題となっていることにかんがみ、標記の件については、平成23年3月16日付け消食表第112号において通知したところではあるが、当分の間、震災地域で販売・授与される食品について取締りを行わなくても差し支えないこととするので、その旨ご了解願いたい。

なお、公衆衛生の確保には、引き続きご配慮願いたい。

食品事業者のみなさまへ

～東北地方太平洋沖地震を受けた食品表示の運用について～

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が最重要課題となっています。このため、食品表示について以下の対応を行っておりますので、震災地域への食料の円滑な供給にご協力をお願い申し上げます。

1. JAS法の運用について

JAS法では、無償供与など販売以外の授与が行われる飲食料品について、義務表示の対象としておりませんが、震災地域で販売される飲食料品についても、震災地域への食料の円滑な供給を最優先するため、当分の間、取締りの対象としないこととしております。

(参考：農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/hyouji_kansi.html)

2. 食品衛生法に基づく表示基準の運用について

食品衛生法では、販売・授与する食品について、公衆衛生上の見地から表示義務を課していますが、震災地域で販売・授与される食品については、当分の間、取締りを行わないこととしております。

なお、他のパッケージを転用するなど、表示が食品の内容と異なる場合には、被災地の消費者に誤認を与えることのないようにしてください。

3. 製造所固有記号の表示の運用について

製造所固有記号の取扱いの特例として、平成23年4月30日までに製造する食品（添加物）については、新たな記号を届け出なくても、様式（消費者庁HP参照）をFAXにて消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、被災地の工場（製造所）で使用していた記号を同じ製造者の他の工場（製造所）に例外的に使用できることとしております。

(様式：消費者庁 <http://www.caa.go.jp/jisin/index.html>)

お問い合わせ先

消費者庁食品表示課

Te l : 0 3 - 3 5 0 7 - 9 2 2 2